

2018年7月11日 全13頁

法律・制度 Monthly Review 2018.6

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 6月の法律・制度に関する主な出来事と、6月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 6月は、改訂版コーポレートガバナンス・コードが実施されたこと（1日）、電子決済等代行業関係の改正銀行法が施行されたこと（1日）、成人年齢を18歳へ引き下げる民法改正法が成立したこと（13日）、バーゼル規制の安定調達比率に関する告示案が公表されたこと（29日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

◀ 目次 ▶

○6月の法律・制度レポート一覧	2
○6月の法律・制度に関する主な出来事	2
○7月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
平成の30年間、家計の税・社会保険料はどう変わってきたか	6
○レポート要約集	10
○6月の新聞・雑誌記事・TV等	13
○6月のウェブ掲載コンテンツ	13

◇6月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
5日	トランプ氏、ドッド・フランク改正法に署名 ～大手銀行や外国銀行に対する恩恵は軽微～	鳥毛 拓馬	金融制度	7
6日	監査報告書の記載内容拡充へ ～監査上の主要な検討事項（KAM）記載の 公開草案公表～	吉井 一洋	会計	9
7日	ITの進展、金融サービスのアンバンドリングなどに 対応した機能別・横断的な金融規制の議論 ～金融審議会 金融制度スタディ・グループ～	横山 淳	金融制度	3
19日	企業情報の一体的開示への第一歩 ～事業報告等と有価証券報告書の 一体的開示の動向と今後の行方～	藤野 大輝	会計	13
	法律・制度 Monthly Review 2018.5 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	9
20日	ITの進展、金融サービスのアンバンドリングなどに 対応した機能別・横断的な金融規制の「中間整理」 ～金融審議会 金融制度スタディ・グループ～	横山 淳	金融制度	4
21日	平成の30年間、家計の税・社会保険料は どう変わってきたか ～消費税よりも社会保険料の負担が増大～	是枝 俊悟	税制	10

◇6月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇平成29年銀行法等改正法（電子決済等代行業関係）が施行。 ◇東京証券取引所、改訂版コーポレートガバナンス・コードを公表し、同日から実施。 ◇金融庁、確定版「投資家と企業の対話ガイドライン」を公表。 ◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正案を公表（意見提出期限は7月1日まで）。破綻処理に備えるために金融機関が平時において講ずるべき措置の明示や、報酬体系のガイダンス見直し等の内容。 ◇金融庁、銀行法施行令等の一部改正案を公表（意見提出期限は7月1日まで）。銀行等の営業所の休日に関する規制等を緩和するもの。 ◇全国銀行協会（全銀協）、「改正銀行法対応のAPI利用契約の条文例 中間的な整理（案）」を公表。 ◇国税庁、「『収益認識に関する会計基準』への対応について」を公表。 ◇文化財保護法等の改正法が成立（公布は8日、施行は2019年4月1日）。
4日	◇法制審議会総会において「特別養子制度部会」の設置が決定。養子の年齢要件の引き上げ（現行：原則6歳未満）等、特別養子制度の見直しを検討することとしている。
5日	◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、「2018-19年の作業計画」を公表。
6日	<ul style="list-style-type: none"> ◇生産性向上特別措置法が施行。 ◇所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が成立。
7日	◇日本証券業協会（日証協）を事務局とするNISA推進・連絡協議会、「NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）」を改訂。

8日	<ul style="list-style-type: none"> ◇財務諸表規則、財務諸表等規則ガイドライン等が一部改正される。企業会計基準委員会（ASBJ）による企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等の公表に対応するもの。 ◇金融庁、金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示及び監督指針等の一部改正案を公表（意見提出期限は7月9日まで）。国内基準行における金利リスクの開示に関する改正を行うもの。 ◇改正消費者契約法が成立（公布は15日、施行は2019年6月15日）。
11日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「金融行政とSDGs」を公表。
13日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「『店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会』報告書」を公表。店頭FX業者のストレステストの厳格化、取引データの報告制度の充実等を求めるもの。 ◇国税庁、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達」及び「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」等を公表。 ◇国税庁、「住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業により生じる所得の課税関係等について（情報）」を公表。自宅を利用した民泊事業により生じる所得は原則として雑所得に区分されるとしている。 ◇成人年齢（成年年齢）の18歳への引き下げ等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立（公布は20日、施行は2022年4月1日）。
14日	<ul style="list-style-type: none"> ◇全銀協、「ブロックチェーン連携プラットフォーム」において実施された実証実験の結果を公表。 ◇米国証券取引委員会（SEC）の企業金融局長、仮想通貨取引やICOに対する規制に関するスピーチを行う。
15日	<ul style="list-style-type: none"> ◇「未来投資戦略2018—『Society5.0』『データ駆動型社会』への変革—」が閣議決定される。 ◇「仮想通貨交換業等に関する研究会」（第4回）が開催される。 ◇経済産業省、「AI・データの活用に関する契約ガイドライン」を公表。
18日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示等の一部改正案を公表（意見提出期限は7月19日まで）。国際統一基準行について、G-SIB選定指標、カウンター・シクリカル・バッファに係る開示を求めるもの。 ◇ASBJ、修正国際基準公開草案第6号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」を公表（意見提出期限は9月7日まで）。IFRS第16号「リース」を組み込む修正案。 ◇英国財務報告評議会（FRC）、監査の品質レビュー結果を公表。ビッグ4に対し品質の改善の必要性を指摘。
19日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「金融制度スタディ・グループ中間整理—機能別・横断的な金融規制体系に向けて—」を公表。 ◇日証協、「PTS信用取引検討会報告書」（6月1日付）及び「証券業界とフィンテックに関する研究会」報告書を公表。
20日	<ul style="list-style-type: none"> ◇米国財務会計基準審議会（FASB）、非従業員への株式報酬の会計処理を従業員への株式報酬の処理と共通化。上場企業等は2018年12月15日後開始事業年度から適用。
21日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融安定理事会（FSB）、「バйлイン実行に関するプリンシプル」及び「実行可能な破綻処理計画の資金調達戦略に関する要素」を公表。 ◇バーゼル委、報告書「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則の取組みに関する進捗状況」を公表。
22日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、仮想通貨交換業者6社に対する行政処分（業務改善命令）を公表。
26日	<ul style="list-style-type: none"> ◇経済産業省、「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」を公表。
27日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「『経営者保証に関するガイドライン』等の実態調査結果」を公表。 ◇経済産業省、「オープンイノベーション白書第二版」を公表。 ◇英国金融行為規制機構（FCA）、リテールバンキング部門のビジネスモデルに関する多岐にわたる戦略的レビューの更新版を公表。

28 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－資本市場における好循環の実現に向けて－」を公表。 ◇金融庁、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する告示の適用期限を 2018 年 12 月 31 日まで延長。 ◇国際会計基準審議会（IASB）、資本の特徴を有する金融商品のディスカッションペーパーを公表（コメント期限は 2019 年 1 月 7 日まで）。
29 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、顧客本位の業務運営の原則に基づき投資信託の販売会社が策定・公表する取組方針について、比較可能な共通 KPI（成果指標）を公表。「運用損益別顧客比率」、「投資信託預り残高上位 20 銘柄のコスト・リターン」、「投資信託預り残高上位 20 銘柄のリスク・リターン」の 3 つを挙げている。 ◇金融庁、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を策定。 ◇金融庁、「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）（案）」を公表（意見提出期限は 7 月 30 日まで）。 ◇金融庁、流動性比率規制（第 1 の柱・第 3 の柱）に関する告示等の一部改正案を公表（意見提出期限は 7 月 30 日まで）。国際統一基準行に安定調達比率を導入するもの。 ◇金融庁、「融資に関する検査・監督実務についての研究会」の設置を公表（第 1 回会合は 7 月 4 日）。 ◇バーゼル委、技術的改訂の最終文書「バーゼルⅢ：安定調達比率（NSFR）における異例な金融政策オペレーションの取扱い」を公表。 ◇総務省、「Society5.0 を見据えた個人認証基盤のあり方懇談会」の報告書を公表。 ◇総務省、「IoT セキュリティ基盤を活用した安心安全な社会の実現に向けた実証実験」の結果を公表。 ◇経済産業省、「第四次産業革命に向けたリスクマネー供給に関する研究会取りまとめ」を公表。

◇7 月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2018 年 (H30)	7 月 2 日	◇東京証券取引所において、ETF のマーケットメイク制度が開始。
	10 月 1 日	◇上場株式の売買単位の 100 株単位への移行期限。
	12 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISA の初年度（2014 年分）投資枠について、5 年間の非課税保有期間が満了。 ◇改訂後のコードの内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出期限。
2019 年 (H31)	1 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇NISA の口座開設申込時の即日買付けの実施。 ◇（2019 年 1 月 1 日以後開始事業年度より）税法上の「恒久的施設」（PE）の定義の見直しが施行。 ◇e-Tax（国税電子申告・納税システム）において、税務署で本人確認後に発行される ID とパスワードを利用した「ID・パスワード方式」が利用可能に。 ◇IFRS16 号「リース」発効。
	3 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金利リスクのモニタリングの見直しが施行（国内基準行）。 ◇G-SIBs（3 メガバンク）への TLAC 規制導入（リスクアセット比 16%、レバレッジ比率分母比 6%）。 ◇安定調達比率を導入（国際統一基準行）。
	4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 3,000 万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。 ◇特定美術品の相続税の納税猶予制度の適用が開始。
	6 月 15 日	◇改正消費者契約法が施行。

2019年 (H31)	7月1日	◇企業型確定拠出年金（企業型DC）の運営管理機関について、運用商品（デフォルト運用商品を含む）の一覧のインターネット公表が義務付け（予定）。
	7月16日	◇株式等の決済期間が、現行のT+3（約定日の3営業日後に決済）からT+2（約定日の2営業日後に決済）に短縮（約定分）。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入）。 ◇（2019年10月1日以後開始事業年度より）地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始（予定）。
2020年	1月1日	◇基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し。 ◇投資信託等の外国税額控除の見直し。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。 ◇（2020年4月1日以後開始事業年度より）大法人の電子申告が義務化。 ◇改正民法（債権法）が施行。
2021年	1月1日	◇IFRS17号「保険契約」発効。
	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。 ◇野村HDへのTLAC規制導入（リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%）。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。 ◇（2021年4月1日以後開始連結会計年度及び事業年度の期首より）収益認識に関する会計基準が適用。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2022年	3月31日	◇バーゼルⅢ、完全施行（資本フロア規制は2027年までに段階的施行）。 ◇G-SIBs（3メガバンク）へのTLAC規制の比率引き上げ（リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%）。
	4月1日	◇成人年齢（成年年齢）が20歳から18歳に引き下げ。
2023年	10月1日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始。
2024年	3月31日	◇野村HDへのTLAC規制の比率引き上げ（リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%）。
2027年	3月31日	◇バーゼルⅢの資本フロア規制が全面適用（72.5%）。

※原則として、6月30日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。バーゼル規制はわが国での施行時期ベース（一部見込みを含む）で記載。今回新規に追加したものは太字で記載。

◇今月のトピック

平成の30年間、家計の税・社会保険料はどう変わってきたか

～消費税よりも社会保険料の負担が増大～

2018年6月21日 是枝 俊悟

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20180621_020168.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 「二人以上の勤労者世帯」のすがたの変化

		1988年	2017年	変化幅
日本の 総世帯数 に占める 割合	単身世帯	23.09%	34.53%	11.45%pt
	二人以上の世帯	76.91%	65.47%	-11.45%pt
	二人以上の勤労者世帯	49.52%	32.49%	-17.03%pt
	二人以上の「勤労者世帯以外の世帯」	27.39%	32.98%	5.58%pt
二人以上の 勤労者世帯 の統計値	世帯主の平均年齢(歳)	43.7	49.1	5.4
	平均世帯人員(人)	3.74	3.35	-0.39
	平均有業人員(人)	1.63	1.74	0.11

(注)日本の総世帯数に占める単身世帯と二人以上の世帯に占める割合の按分は最も近い年(1988年⇒1990年、2017年⇒2015年)の総務省「国勢調査」による。二人以上の世帯の勤労者世帯と「勤労者世帯以外の世帯」の按分は総務省「家計調査」による。

(出所)総務省「家計調査」および総務省「国勢調査」をもとに大和総研作成

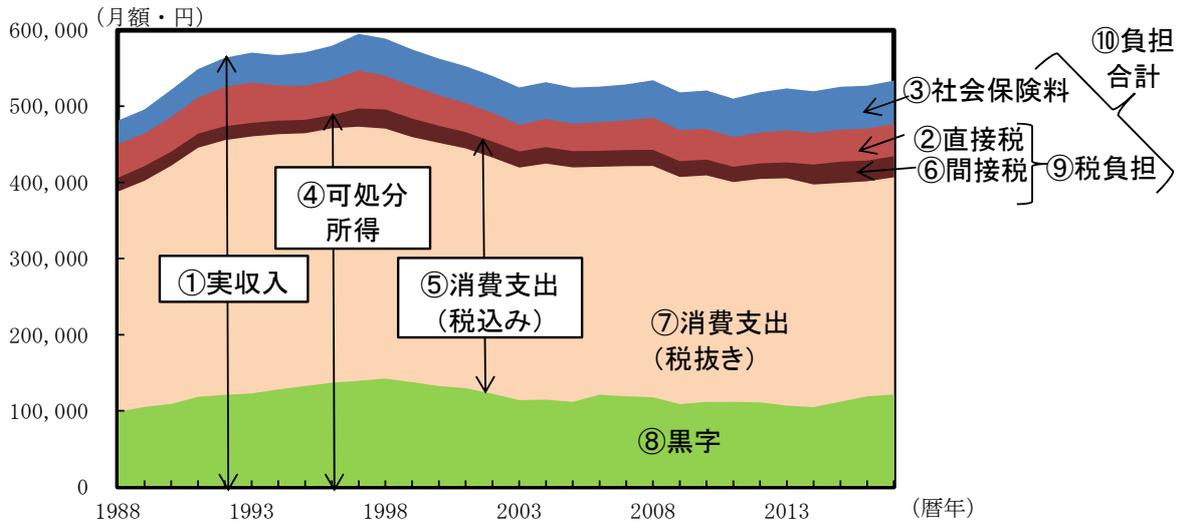
図表2 家計(「二人以上の勤労者世帯」の全国平均値)の収支

(月額、単位:円)		1988年	2017年	変化額	変化率
①	実収入	481,250	533,820	52,570	10.9%
	勤め先収入	453,320	493,834	40,514	8.9%
	うち世帯主	394,956	419,435	24,479	6.2%
	うち世帯主の配偶者(女)	43,195	64,323	21,128	48.9%
	社会保障給付	10,237	27,970	17,733	173.2%
②	直接税	44,091	42,479	-1,612	-3.7%
③	社会保険料	30,923	56,869	25,946	83.9%
④	可処分所得(≒①-②-③)(注)	405,938	434,415	28,477	7.0%
⑤	消費支出(税込み)	307,204	313,057	5,853	1.9%
⑥	うち間接税	18,147	27,618	9,471	52.2%
	うち消費税	0	19,711	19,711	
⑦	消費支出(税抜き)(=⑤-⑥)	289,057	285,439	-3,618	-1.3%
⑧	黒字(=④-⑤)	98,733	121,358	22,625	22.9%
	黒字率(=⑧/④)	24.3%	27.9%		
	平均消費性向(=⑤/④)	75.7%	72.1%		
⑨	税負担(=②+⑥)	62,238	70,097	7,859	12.6%
⑩	負担合計(=②+③+⑥)	93,161	126,966	33,805	36.3%
	税・社会保険料負担率(=⑩/勤め先収入)	20.6%	25.7%		

(注)「家計調査」の「可処分所得」は上記①から②と③のほか「直接税・社会保険料以外の非消費支出」(借入金の利子など)を控除した金額。「直接税・社会保険料以外の非消費支出」は1988年～2017年のうち最も多い年でも全国平均で月額452円である。

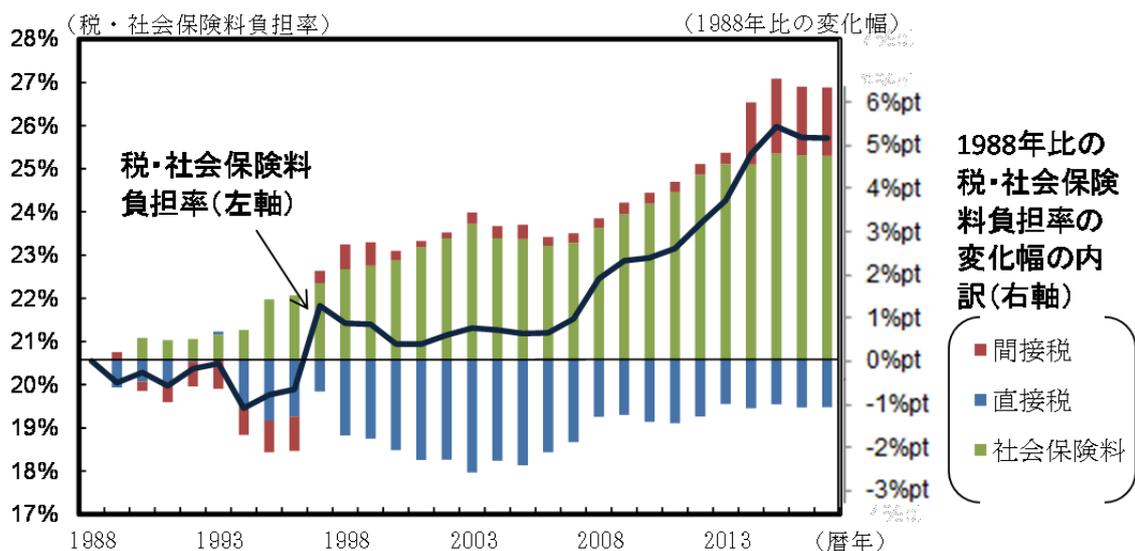
(出所)総務省「家計調査」および上村(2006)をもとに大和総研作成

図表3 家計(「二人以上の勤労者世帯」の全国平均値)の収支の推移



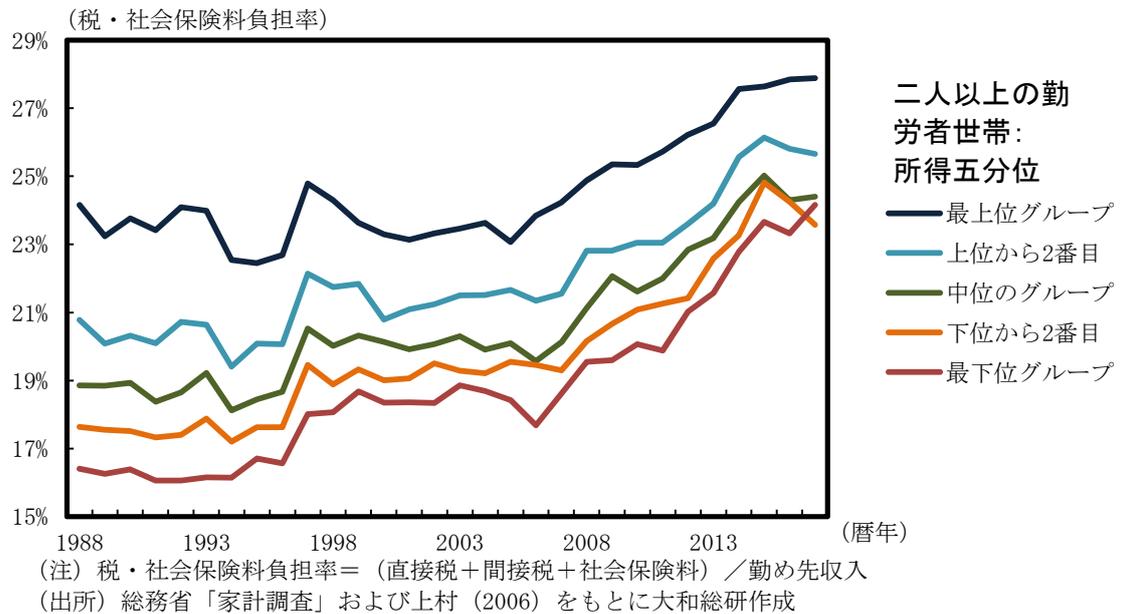
(注) ①～⑩は図表2に対応。図表3では「直接税・社会保険料以外の非消費支出」は②に含めた。
 (出所) 総務省「家計調査」および上村(2006)をもとに大和総研作成

図表4 家計(二人以上の勤労者世帯・全国平均)の税・社会保険料負担率の推移

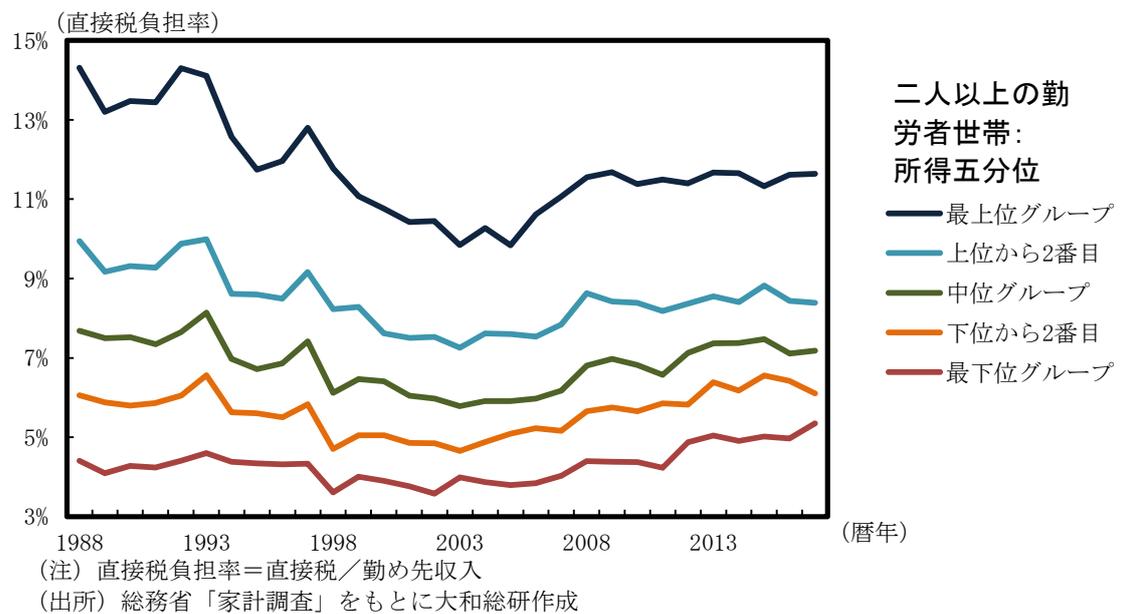


(注) 税・社会保険料負担率 = (直接税 + 間接税 + 社会保険料) / 勤め先収入
 (出所) 総務省「家計調査」および上村(2006)をもとに大和総研作成

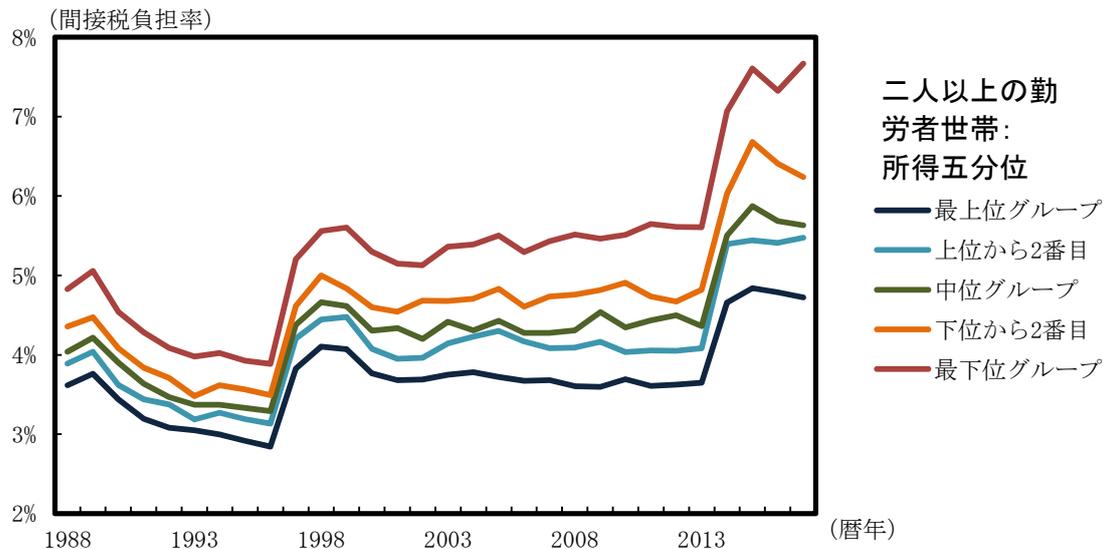
図表5 所得五分位別の家計の税・社会保険料負担率の推移



図表6 所得五分位別の家計の直接税負担率の推移



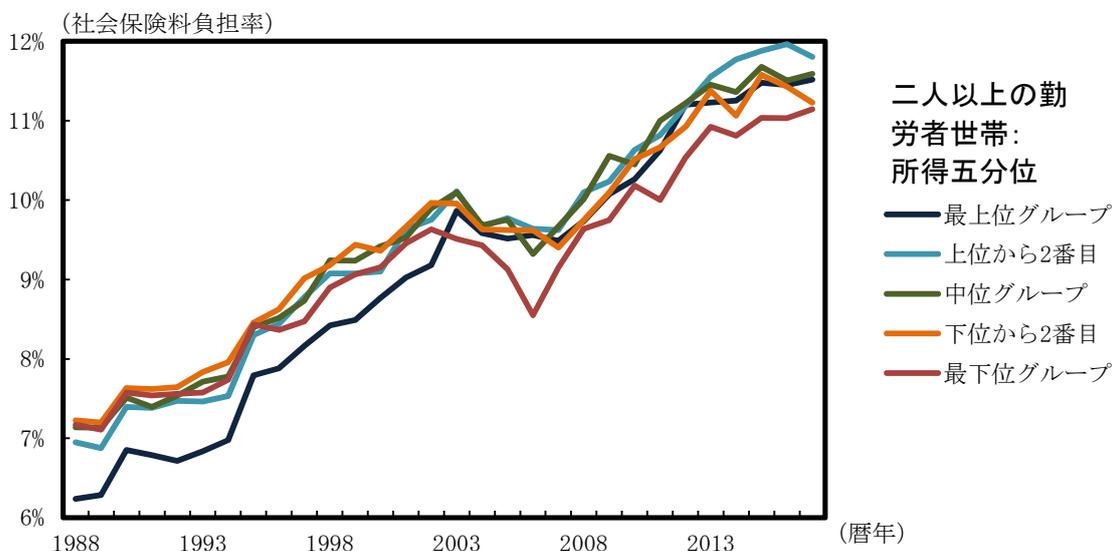
図表7 所得五分位別の家計の間接税負担率の推移



(注) 間接税負担率=間接税/勤め先収入

(出所) 総務省「家計調査」および上村(2006) をもとに大和総研作成

図表8 所得五分位別の家計の社会保険料負担率の推移



(注) 社会保険料負担率=社会保険料/勤め先収入

(出所) 総務省「家計調査」をもとに大和総研作成

※「上村(2006)」: 上村敏之「家計の間接税負担と消費税の今後—物品税時代から消費税時代の実効税率の推移—」(『会計検査研究』33号、pp.11-29、会計検査院、2006年)

◇レポート要約集

【5日】

トランプ氏、ドッド・フランク改正法に署名

～大手銀行や外国銀行に対する恩恵は軽微～

2018年5月24日、トランプ大統領は、ドッド・フランク法の一部を改正することなどを内容とする「経済成長、規制緩和、消費者保護法」(Economic Growth, Regulatory Relief, and Consumer Protection Act:以下、改正法)に署名した。改正法は、米国議会において超党派で可決されたものであり、2010年のドッド・フランク法制定以後初めての大幅な変更とされる。

改正により、厳格な規制や監督の対象となる銀行持株会社の基準が、連結総資産500億ドル以上から2,500億ドル以上に引き上げられた。ただし、FRBは同1,000億ドル以上の銀行持株会社については、裁量により、厳格な規制の対象とすることができるとされている。また、外国銀行については、引き続き、厳格な規制や監督の対象になるものと思われる。

今回の改正は、中小金融機関に対する規制を緩和し、地域企業への貸出が増加することにより雇用創出、ひいては米国経済の活性化を目指すものとされている。もっとも、米国の企業部門については、潤沢なキャッシュフローを背景に、そもそも借入による資金調達ニーズが大きくないと言われており、実際に地域企業への貸出が増加するかについては今後注視する必要があるだろう。

下院では、別途金融規制に関する法案が提案・審議されており、引き続き、金融規制改革の議論は続くものと思われる。さらに、FRBやSECなどの金融規制当局もトランプ大統領指示のもと、大規模金融機関の規制緩和となる規則を策定・提案している。金融危機以後に強化されてきた金融規制がどのように変更されるのか、その動向が注目される。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180605_020130.html

【6日】

監査報告書の記載内容拡充へ

～監査上の主要な検討事項(KAM)記載の公開草案公表～

2018年5月8日、企業会計審議会の監査部会は「監査基準の改訂について(公開草案)」を公表した。

公開草案では、上場企業等の財務諸表の監査報告書に、会計監査人が会計監査を行う上で最も重要と判断した項目を「監査上の主要な検討事項」として記載するよう求めている。これにより、投資家・アナリスト等の財務諸表利用者による財務諸表と会計監査への理解が深まる上に、会計監査人(公認会計士・監査法人)と経営陣や監査役等との対話が拡充され、財務諸表利用者と経営陣や監査役等との対話などを通じた監査の品質の向上が期待される。

6月6日まで意見募集を行い、基準を確定後、「監査上の主要な検討事項」の記載については2021年3月期から適用することとしている(早期適用可能)。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/commercial/20180606_020135.html

【7日】

ITの進展、金融サービスのアンバンドリングなどに対応した
機能別・横断的な金融規制の議論

～金融審議会 金融制度スタディ・グループ～

2018年6月6日、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」の第8回会合が開催され、「中間整理（案）」が示された。

この中で、近年のITの進展などに伴う、金融サービスのアンバンドリング、金融・非金融を組み合わせたリバンドリング、異業種からの金融サービス参入などを受けて、従来の銀行、証券、保険などといった業態別の金融規制を改め、同一の機能・リスクには、同一の規制を課すという考え方にに基づき、機能別・横断的な金融規制を目指すとの方向性が示された。

実現すれば、既存の金融機関のみならず、FinTechの動向にも影響を及ぼす可能性があるだろう。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20180607_020138.html

【19日】

企業情報の一体的開示への第一歩

～事業報告等と有価証券報告書の一体的開示の動向と今後の行方～

わが国では、2014年に「『日本再興戦略』改訂2014」で提言されたことを受け、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示を目指して議論が行われている。関連省庁から2017年12月には2017年度中を目途に対応をする15項目が示され、その対応として2018年には金融庁・法務省等により法令解釈の公表や、法令改正が行われた。

今回の法令解釈の公表や法令改正で、この15項目については事業報告等と有価証券報告書の間で、基本的に共通の記載が可能とされた。

今後も政府による検討が予定されているが、考えるべき論点として、有価証券報告書と事業報告等の完全な一体化を図るのか、部分的に共通の記載をするにとどまるのかという最終的な着地点などが挙げられる。

株主総会の時期や両開示書類の役割の違い等を考慮した上で、投資家（株主を含む）・アナリスト等にとっての使いやすさや企業のコスト等に配慮して、なるべく多くの関係者にとって望ましい形での一体的開示を進めていくことが期待される。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/commercial/20180619_020156.html

法律・制度 Monthly Review 2018.5

～法律・制度の新しい動き～

5月の法律・制度に関する主な出来事と、5月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

5月は、国債の決済期間がT+1に短縮されたこと（1日）、生産性向上特別措置法が成立したこと（16日）、EUの一般データ保護規則（GDPR）の適用が開始したこと（25日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180619_020157.html

【20日】**ITの進展、金融サービスのアンバンドリングなどに対応した
機能別・横断的な金融規制の「中間整理」****～金融審議会 金融制度スタディ・グループ～**

2018年6月19日、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」は、「中間整理—機能別・横断的な金融規制体系に向けて—」をとりまとめ、公表した。

この中で、近年のITの進展などに伴う、金融サービスのアンバンドリング、金融・非金融を組み合わせたリバンドリング、異業種からの金融サービス参入などを受けて、従来の銀行、証券、保険などといった業態別の金融規制を改め、同一の機能・リスクには、同一の規制を課するという考え方にに基づき、機能別・横断的な金融規制を目指すとの方向性が示された。

実現すれば、既存の金融機関のみならず、FinTechの動向にも影響を及ぼす可能性があるだろう。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20180620_020161.html

【21日】**平成の30年間、家計の税・社会保険料はどう変わってきたか****～消費税よりも社会保険料の負担が増大～**

本レポートでは平成が始まる直前の1988年から直近の2017年までの間（以下、平成の間）、家計が負担する税・社会保険料がどのように変化してきたのか家計調査などをもとに振り返る。

「二人以上の勤労者世帯」（全国平均）が負担する税・社会保険料の勤め先収入に占める割合（以下、税・社会保険料負担率）は、平成の間に20.6%から25.7%に上昇した。その上昇幅5.1%ptのうち4.2%ptは直近10年間（2007年～2017年）に生じている。また、上昇幅5.1%ptのうち4.7%ptは社会保険料負担の増加によるものであり、平成の間の家計負担増は、ほぼ社会保険料の増加によってもたらされたものと言える。

所得階級別の税・社会保険料負担率の変化を見ると、平成の間の上昇幅はより所得の低いグループほど大きかった。これは、直接税負担率が所得の高いグループで低下したが所得の低いグループでは上昇していたこと、および間接税負担率の上昇幅が所得の低いグループほど大きかったことによる。1988年時点ではある程度あった最下位グループと中位グループの税・社会保険料負担率の差が2017年時点ではほぼなくなっている。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20180621_020168.html

◇6月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
朝日新聞 (6月3日朝刊1面・4面)	平成の経済特集に税・社会保険料の負担動向に関する試算を掲載	是枝 俊悟
KADOKAWA「レタスクラブ」 (7月号)	男性の家計管理について	是枝 俊悟

◇6月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
6月1日 掲載	調査季報：事業承継税制見直しは地方の活性化につながるか https://www.dir.co.jp/report/research/policy-analysis/regionalconomy/20180423_030003.html	是枝 俊悟 小林 章子
6月5日 掲載	コラム：パーゼル委が国内基準行向けマーケット・リスク規制を検討中～我が国への影響は？～ https://www.dir.co.jp/report/column/20180605_010058.html	金本 悠希